

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会 令和5年度 第4回会議 会議要旨

日時	令和5年12月5日(火) 18:30～
場所	久留米市役所4階会議室
出席者	<p>委員：中尾会長、岡委員、杉本委員、真木委員、大内田委員、重永委員、江上文幸委員、 柊委員、後藤委員、吉永委員、堀田委員、岩坂委員、米村委員、緒方委員、豊福委員、 江上憲一委員、川嶋委員、佐藤委員、横道委員</p> <p>事務局：・長寿支援課 古賀課長、植松補佐、野口補佐、鹿毛補佐、堤主査、城戸主査、 稲益主査、段野主査、岡本、吉開 ・介護保険課 藤木課長、田原主幹、高口補佐、堤補佐、野田補佐、城戸主査、小川</p>
欠席者	古村副会長、柴田委員、濱本委員、森田委員、中園委員
傍聴者	なし
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項 ・地域ケア会議専門部会からの提言について</p> <p>3 協議事項 ・第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案について</p> <p>4 その他 (1)パブリック・コメント、市民説明会について (2)今後のスケジュールについて</p> <p>5 閉会</p>
議 事	
<p>1 開会 <事務局></p> <p>2 報告事項 地域ケア会議専門部会 からの提言について <会長></p> <p><事務局></p> <p><会長></p> <p>3 協議事項 第9期高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 素案について <会長></p>	<p>これより、令和5年度第4回計画推進協議会を開催いたします。</p> <p>次第の2番「報告事項」に移ります。 報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局より説明】 地域ケア会議専門部会からの提言について</p> <p>ありがとうございました。 報告事項として説明がありましたが、委員の皆様方から何かご意見ご質問はござ いますか。 (意見なし)</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思います。 「第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案について」、こちら事務局か らお願いします。</p>

<p><事務局></p>	<p>【事務局より、素案（資料2）を説明】</p>
<p><会長></p>	<p>ご説明ありがとうございます。 ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご質問ご意見ございますか。</p>
<p><委員></p>	<p>概要の8ページ。さきほど資料編に掲載するとのことでしたが、令和6年から8年までの要介護認定者の推計があって、それが介護サービスの見込量になり、保険料の設定になっていくと思います。これは資料編ではなく本編に記載する内容だと思います。</p> <p>23 ページの施策体系についてです。2の『住み慣れた地域で』のところで『高齢者の安全安心の取組』が『安全安心に暮らせる環境整備』に変わりました。これは高齢者福祉計画だと思います。一般の『安全安心に暮らせる環境整備』ではないと思います。障害者にしても男女平等の計画にしても、部落差別の人権の計画にしても、そこが落ち込んでいるから、そこに目を向けていこうということなので、『高齢者の』というのを戻してほしいと思います。</p> <p>2のところで『高齢者や介護家族への在宅生活支援』というのがありますけれども、これは8期では『一人暮らし高齢者や』となっています。私の身の回りでも、一人暮らしの高齢者が増えてきております。その方々への支援が重要になると思いますので、ここは『一人暮らし高齢者』と記載してほしいです。また、『一人暮らし』が抜けたために8期にあった事業の介護予防生活支援サービス、訪問型サービスがなくなっており、その事業内容にあった『要支援者等（要支援認定者及び事業対象者）の多様な生活支援のニーズに対応して、総合事業移行前の介護予防訪問介護よりも利用者の自立に寄り添ったサービスを提供する。また、短期間に集中して専門職が訪問し、生活機能向上を図るサービスを提供する。』の記載がなくなっています。要支援者とは回復の見込みがある方です。『総合事業移行前の介護予防』という言葉はなくなるかもしれませんが、支援内容としては残してほしいと思っております。</p> <p>基本施策の6のところで『介護サービス事業者等への支援』になっておりますけれども、これは『支援と指導』となるべきかと思います。具体的な事業内容を見ますと『指導』という言葉が入っています。</p> <p>7のところで『介護サービスの質の確保』という言葉がなくなりました。私が所属している団体において、利用者の立場で、この計画の読み合わせをしてきました。『介護サービスの質の確保』といった記載がなくなっていることは、市民にとっては大変重要なことです。</p> <p>8期では、『住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、利用者の状態確認や訪問点検等を通じて』となっています。9期では51 ページで『住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、利用者の状態確認や訪問点検等を通じて、不適切・不要な住宅改修、福祉用具の利用を防止する』となっています。利用者の状態を適切に見ていかれたら『不適切・不要な』という表現にはならないのではと思います。利用者にとっては、これが必要だと判断してやってこられたはずですが、このような表現になると、利用控えになるのではないかと思います。ここの『不適切・不要な』というところはケアマネジャーの方と介護者、ご本人によって、きちんと確認できれば良いのではと思うので、表現は検討いただきたいです。</p> <p>また、8期では介護給付通知の発送が載っていましたが、これが見当たりません。</p> <p>そして、新人ケアマネジャー研修についても、記載がなくなっています。「私の担当のケアマネジャーさんとってもいいですよ」と言って、何でもケアマネジャーさんに相談する利用者がいらっしゃる反面、「ケアマネジャーさんとうまくいかない」と言われる利用者がいらっしゃいます。新人の方なら、なおさらこのケアマネジャー研修はいるのではないかと思います。</p>

それから7のところ『介護保険制度の周知・啓発』から、『相談体制の充実』が削除されています。これは、ここの中に入れるのが不適當で、他のところに入れられるなら問題ないかと思いますが、計画を作るときには、必ず相談体制が重要です。この具体的施策の中から、相談体制の充実が消されたことを見て、びっくりしました。

重点施策の『持続可能な介護保険事業の推進』については、『円滑な実施』も記載する必要があるのではと思います。推進だけではなくて、円滑に実施をしていくということではないだろうかと思っております。

最後は56ページの保険料の設定です。保険料を設定するときは、収入がどれだけ入ってくるかということから決めていくと思います。この設定のやり方が、第8期までは保険料基準額を決められたときには、介護給付等の見込み額とか、第1号被保険者の負担などが検討されていますが、今回はその記載がありません。

<委員>

保険料については、現時点では示せるものがないので、現時点で議論できるものでもないように思います。

<委員>

『介護サービス等の見込量の推計』をされて、歳出から推計をするのだろうと思います。要支援、要介護1、要介護2の方々が総合事業に移るかもしれないということや、施設では4人部屋でも居室料が必要とか、国の方でも様々な議論がされています。現時点では、保険料の設定について、詳細な資料が出せないのはわかりますが、歳出の部分だけで、保険料が決めていかれるのかなと思ってしまいました。保険料は今回値上げされるだろうということで、私たちも「また保険料が上がるね。サービスは悪くなるけれども保険料が上がっていくよね」という話になっています。だからこそ丁寧に資料を出して、市民の皆さん方が「こら辺で保険料が落ち着くのは仕方がないね」と理解できるように、きちんと説明をしていただきたいです。8期と比較して、記載が足りないように思います。

<事務局>

令和6年から8年の被保険者の方がどれだけになるのか、これは委員のご指摘の通り、本当に重要なところです。それと最後にご質問いただきました、給付費の見込みと被保険者数の見込みがあって、保険料の算定ができます。

本編に載せていただきたいというご要望や、給付費の見込みがわかりにくいとのご意見をいただきました。

6年から8年までの被保険者の方の推移、これは資料編に掲載することで考えています。保険料については、今後算定していきますので、現時点では詳細なご説明はできかねますので、ご了承ください。

そのほかご質問いただいた点についてですが、まず、災害のところで、介護事業者の方への支援と書いてありましたが、指導も記載すべきではないのかというご意見をいただいています。こちらの表現は検討させていただきたいと思います。

大きい項目の7番目の『サービスの質の確保』がなくなったというご意見です。計画の中には『サービスの質の確保』の表現がなくなっておりますが、これは介護保険課としては当然のことと考えております。必ず確保していかなければならない、質を落とすことはいけない、当たり前のこととしてとらえております。9期計画においては、質の確保という文言はありませんが、記載していないからといって、取り組まないというものではありません。

住宅改修のところで『不適切な・不要な』という表現については、検討させていただきます。ケアマネジャーが介護サービスの利用者とお話をされて、こういう住宅改修がいいということで進められていきますが、ケアプランを振り返った時に、やはりもう少しこうすればよかったのではないかと、やらなくてよかったかもしれないというようなことも現実的にあります。ケアプランのチェックというものを行っておりますが、その中でどのようにしたら、より適切なサービスになるのかとい

うのを検証しております

まず介護給付費通知の発送ですが、国が給付の適正化ということで5項目挙げており、その中の1つに通知の発送がありました。今回、国が給付適正化の項目を3つに絞ったことにより、国の方針から介護給付費の通知の発送がなくなりましたので、記載しておりません。今後は、通知を発送するかどうかは自治体の判断によることとなりましたので、来年度実施するかどうかを含めて、現在検討しております。

ケアマネジャーの新人研修と相談体制の充実、これももちろんこれまで通り取り組んでいきます。計画には記載しておりませんが、当然行うべきこととして考えております。

施策の7つ目の『持続可能な介護保険事業の推進』は『円滑な実施』ではないのかというご意見ですが、円滑な実施が必要だということは、私どもも、もちろんそのように考えております。これまでの協議会でのご意見を踏まえまして、8期の表現とは、少し改めさせていただきました。

<事務局>

32 ページの『高齢者や介護家族への在宅生活支援』で『一人暮らし高齢者』というのが必要ではないかというご意見いただきました。一人暮らし高齢者につきましては、第2章の今後の方向性を記載している中でも、重要な点だと考えております。ただ一人暮らしだけではなくて、高齢者のみ世帯や認知症の方であるとか、様々な形態があります。32 ページにつきましては『高齢者や介護家族への在宅生活支援』といたしまして、介護用品や緊急通報、また見守り活動ということで、一人暮らしの方も含めた施策という整理をしております。一人暮らしの方に対する支援は十分にいかねばいけぬと認識しておりますが、全体を総括するものとしては高齢者とさせていただきます。

36 ページの『安全安心に暮らせる環境整備』で、ここも『高齢者』という文言が必要ではないか、非常に広い施策になっているのではないかとご意見をいただきました。各取り組みにつきましては、具体的に『高齢者の交通事故防止』ですとか、消費被害の相談、また歩行中の高齢者や障害者等ということで、高齢者計画ですので、高齢者に絞った記載にさせていただきます。

ご意見につきましてはこういった形でできるか少し検討させていただければと考えております。

<事務局>

先ほどの説明で、訂正と補足を1つずつさせていただきます。

介護サービスの質の確保についてですが、52 ページの『保険者機能の発揮・向上』の①と②に、集団指導、実地指導による介護サービスの質の確保というところに記載しておりますので、訂正させていただきます。

続きまして、53 ページ。新人ケアマネジャーの方への研修というそのものの表記はありませんが、①の制度の周知・啓発の3行目に、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修を通して、制度の周知・啓発を図っていくというところがあります。新人の方であれ、ベテランの方であれ、ケアマネジャーへの研修は、今後も継続させていただきます。

<会長>

第8期に記載されていた言葉がなくなっているというご指摘だったかと思いますが、第8期の取組に追加して第9期もやるから、第8期でやったことを削ることはしないというような事務局の説明だったと思います。

<委員>

8期に書いてあることが発展し充実させて、9期になったというふうには市民は受け取りにくいと思います。きちんと表記をして、丁寧に市民にわかるようにしていかないと、わかりにくいのではないかと考えております。「当然のことと考えております」との回答をいただきましたが、当然のことであるなら、なおさら表記してほしいと考えています。そうでないとサービスを受ける側はとても不安です。特

	<p>に今、サービスが受けられない、低下していつているという不安を感じている中では、やはり市民の方々に丁寧にかかるように表記をしていただきたいと思います、終わらせていただきます。</p> <p><会長> 市民からすると、ここに書いてある文言しかやらないではないかという捉え方をされる可能性が高いので、なるべく分かりやすいような表記に見直す必要があるのかもしれませんが。今後、市民に説明する際には、具体例を交えてわかりやすいように説明していただくとか工夫していただければと思います。市民中心、いわゆる利用者が中心ですから、そちらに納得のいく、理解していただけるような表記と説明を求めるといふご意見だったのではないかと思います。</p> <p><事務局> 利用者の方に見ていただいて、わかりやすく伝わるというのが一番重要だと思います。先ほどいただいた、表現に関するご意見は再度検討したいと思います。</p> <p><会長> 介護サービスの見込量とか保険料は、まだ国が何にも出せてない。国がどれぐらいお金を出すのか、そういったことも踏まえて最終的な保険料に繋がるだろうと思います。保険料が上がったら、何で？と思うので、理解をしていただくためにもデータをきちんと出し、そのために保険料が上がるということは、きちんと説明する必要があるかと思っています。</p> <p><委員> 私も介護サービス事業をやっていますが、現在、久留米市には680件余りの介護事業所があります。介護事業所に介護報酬が入ってきて、それをもとに介護現場で働く職員に給与として払いますが、その金額がとても少なすぎます。最低賃金で人の命を預かっているのが現状です。とにかく、国に報酬を上げてくれという意見は出しています。介護業界が給与を高くしようとするのであれば、皆さんが納める介護保険料も上がっていきます。賃金が低く、賃金に対する仕事も全然割に合わないといった状況で、介護職員が、どこも足りていません。</p> <p>介護保険料はアップしますが、皆さんが高齢になられた時の支援体制は整えている、というような広報を市民の方にすべきだと思ったところです。</p> <p>また、素案概要の8、9ページに認知症施策の推進が書かれていて、総合相談については包括支援センターを中心に、ということが書かれています。国は、令和3年度から伴走型相談支援ができるようになっていますが、認知症の伴走型相談支援について、久留米市では取り組む予定があるのでしょうか？介護事業所や認知症に特化したグループホームがメインになろうかと思っています。地域住民の相談支援事業は「市役所に相談すればいいよね。包括があるからいいよね。」という考えで、これまで進めてこられたかと思いますが、市民の方にとっては、包括は、敷居が高いといった印象を持ってある方もいます。久留米市はグループホームを筆頭に、地域にこれだけ介護事業所があるので、その事業所が伴走型相談支援事業をできれば、市民の方も安心だと思えますが、いかがでしょうか？</p> <p><事務局> 伴走型の相談支援は私どもも必要だと思っております。委員がおっしゃった、地域の介護事業所での相談というのも、私はあるべきではなかろうかと思っております。グループホームは地域密着型でもあり、地域に根差した介護事業所というところも意味しております。ぜひ介護事業所の皆様のお力をお借りして、市民の方の相談に事業所の方が乗っていただけるように、検討させていただければと思います。</p> <p><委員> 私からは、2点あります。1点は、文言についてです。素案にも書いてありますが概要で言うと12ページに『保険者機能の発揮・向上』のなかで、『実地指導の実施により』と書いてあります。久留米市は中核都市なのではっきりとはわかりませんが、2022年に県、国に関しては『実地指導』の文言を『運営指導』に切り換え</p>
--	---

ています。現地に行って指導するという形ではなくてオンラインで指導することも出てきましたので、厚生労働省が『実地指導』という言葉、『運営指導』に切り換えて使っています。私たちは県から『運営指導』という言葉を使うように言われていますので、訂正される方がいいのではないかとというのが1点です。

もう1点が8、9ページで、委員も言われた認知症の部分です。早期発見・早期治療はもちろん大事ですが、国が『認知症施策推進大綱』を作成しています。その中では「共生」と「予防」が核となっています。『「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。』とあります。国の考えは、認知症になっても希望を持って、一般の方と同じように日常を過ごしましょうというのが大きな認知症施策の基本です。認知症と共に、というのを入れないといけないのではないかと思います。国は「共生」と「予防」というのを入れているので、③に「共生」といった文言が入ってもいいのではないかと思ったところです。

<事務局>

『実地指導』が『運営指導』に変わっているということは、私どもも確認をさせていただいて『運営指導』ということであればそちらに改めさせていただきます。

<事務局>

認知症の施策大綱にもある「共生」と「予防」につきましては、先ほどおっしゃった、③認知症になられても、地域で共生し、共に希望を持って暮らしていける仕組みということで『当事者ミーティングの実施』、これは当事者の意思や意見等を踏まえて、サービス等に反映していきたいというものです。『認知症カフェ』につきましては、現在でも推進していますが、こうした場が、さらに交流して、認知症の方が活躍できる場になっていくような支援をしていきたいと考えております。企業や団体が認知症の方に対して支援をすることで、安心して安全に暮らしていけるような仕組みづくりというところで、「共生」という文言は入れておりませんが、そうした視点も踏まえて進めて参りたいと考えております。

素案の22ページ『(2)重点施策の設定について』というところで、「認知症基本法」や、委員がご指摘いただいた「共生」と「予防」といった施策大綱の対応も含めて、安心して暮らしていくことができるように総合的に推進していくということで、そうした視点もこの中で盛り込ませていただいていると考えています。

<委員>

いろいろご意見が、他にもあると思います。私も早期発見・早期対応で、先ほどの「共生」のお話も含めて意見がありますが、時間が長くなるのでメールなりでさせていただきたいと思っています。皆さんの中でも、なかなかこの場で言えない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、メールなどで個別の対応もしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

<会長>

ここで言えなかったご意見は、メールでも電話でも事務局は受け付けていただけたらと思います。3番「協議事項」に関してはここで打ち切ったということではなく、引き続きご意見を頂戴するというところでよろしいですか。事務局から回答をお願いします。

<事務局>

今回、素案ということで提案させていただいております。今後市民の皆様に意見募集という形で進めさせていただきますので、もしご意見等がありましたら、明日ぐらいにはいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

<会長>

今からパブリック・コメントや市民説明会がございます。ご意見はなるべく近々のうちにまとめて、事務局にお送りください。

<p>4 その他 (1) パブリック・コメント及び市民説明会について (2) 今後のスケジュールについて</p>	<p><会長> それでは4番「その他」に入ります。(1) パブリック・コメント及び市民説明会について、事務局からご説明お願いいたします。</p> <p><事務局> 【パブリック・コメント及び市民説明会について説明（1月に開催予定）】</p> <p><会長> 1月に入ったらパブリック・コメントから市民説明ということになりますので、この会議の意見は大体集約しなくてはいけないと思います。今日まだ意見を出されていない方は、電話、メール、FAXでも、1週間ぐらいのうちに提出いただくというのでいかがでしょうか。</p> <p><事務局> 18日にはパブリック・コメントを開始いたします。提出いただいたものを検討、協議する時間も必要でございます。大変恐縮ですが明後日までにはいただければと思います。</p> <p><委員> 私どもの団体ではパブリック・コメントごとにプロジェクトを組んでいます。広報誌の15日号がなくなりましたが、他の計画のパブリック・コメントは、広報誌に掲載されてから1ヶ月間、検討の時間がとれました。団体で意見をまとめるためには、検討や集約するのに、1ヶ月程度かかります。1月1日号で出されるとしたら、お正月も含むので、2週間ぐらいしか時間が取れませんので、パブリック・コメントの期間を1月1日から1か月にはできませんか？ 12月、1月に集中してパブリック・コメントが出ています。私は、所属する団体に、こんなパブリック・コメントが出ましたから、急ぎ検討してくださいということが出来ますが、他の市民の方々は1日号に載ると2週間ぐらいしかありません。</p> <p><会長> 期間を少し長くしてほしいということですが、事務局いかがでしょうか。</p> <p><事務局> 期間については、申し訳ありませんが、12月18日から1月18日までで実施したいと考えています。広報誌への掲載は1月1日号になりますが、LINE等では、12月18日から開始する旨をお知らせしていきたいと思っておりますし、それぞれの窓口等には、チラシを早めに置くようにしたいと考えています。広報誌については、パブリック・コメント開始後になってしまいますが、1月1日から周知を開始するわけではなく、広報誌以外の方法で周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。</p> <p><会長> 委員の皆様は、各団体から代表で来ておられると思います。なるべくこの1ヶ月の間で各団体から意見をまとめて、パブリック・コメントとしてご提出ください。それでは、最後に委員の皆様から、その他コメント、ご意見ございますか？ ないようですので、事務局に司会をお返しいたします。</p>
--	--

<p>5 閉会 ＜事務局＞</p>	<p>会長、進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和5年度第4回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
-----------------------	--